

競争入札心得（各種業務）

(総則)

第1条 北海道が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

見だ供約を
に、ん提契付
前を保険納
行額担証部
執当る保一
札相え札は
入）代入又
は。う。にる部
て「をには
れ下金間き
さ（証のと
除（保とた
免税札社し
を費入会出
付消の險提
納方上保を
の地以、券
金び額し証
証及るだ險
保税すた保
札費当。証
（入消相ん保
者額5ま入
加金のり該
参約分な当
札契100ば、す。
入た100れしま
っのけ結し
条も）な締除
第2積額しを免

2 前項の入札保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保としての定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するとき
は、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してく
ださい。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

6 第下送は、同事も
第法以り又、便る
条同（よ便者書ず
2 は便に郵業信準
第く書等明事国に
9 し）信便証便外便
号若る郵便書する郵
9 者すを配信す明
第業定書、般定証
律事規札し一規達
法便に入きるに配
年書項の書す号ち
14 信2項朱定4う
成定第前と規第の
（平特条、「」に条務。
る2て書項3役ん
律す第い札6第のせ
法定法お入第法便ま
る規同に○条同書り
すに合○2は信な
関項よ場「第くるば
に9にるに律しすれ
達第者め簡法若定け
送条業認封る者規な
の同事をのす業にし
書、便札そ関事項出
信者書入、に便2提
る業信るは達書第で
よ事国よ者送信条の
に便外にるの定2も
者書る）す書特第る
業信す。と信る法め
事般定ううるす同定
間一規いよよ定るが
民るにとしに規す事
は「す号」札者に供知
又定4等入業項提て
便規第便て事9のし
郵に条郵便問第者と
2 項3「付民条業の

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者とな入札価格又
は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格の定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

前合称は、行場名、執の、の、この、入んは、該せ合を、す、る、当相場、り、の、代、は、な、人、す、の、き、ば、法、ま、者、と、れ、（、し、加、参、る、け、名、と、参、す、な、氏、の、札、と、し、の、も、入、う、出、人、る、の、よ、提、理、す、他、せ、に、代、札、る、さ、者、と、入、す、加、行、）に、対、参、執、者、し、に、札、任、印、札、に、札、任、印、札、入、を、（、が、該、入、を、）が、該、て、）者、人、当、し、状、加、理、を、任、参、代、は、人、委、札、人、理、（、入、し、理、代、面、記、代、書、は、併、の、は、る、に、を、そ、者、す、書、）は、加、証、札、名、又、参、入、人、氏、者、札、旨、者、加、入、の、て、表、参、入、の、そ、い、代、札、に、及、第、5、条、お、び、入、に、及、2

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止され

（入札書の書換え等の禁止）

6 条 入札参加者又はその作

（無効入札）

7 条 次の各

(1) 入札書
(2) 入札書

(3) 入札書に記名押印がない入札

(4) 所定の入札保証金の納付又は

(5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入

(6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札

(7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理

(8) 郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの

(9) 無権代理人がした入札

(10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなつたものに限る。）

(11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札
(開札)

(開札)

第 8 条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、初度の入札参加者で再度入札を行います。ただし、送付により入札を行った者が開催場所にいない時は、再度入札を後日改めて行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約による場合があります。

ます。

(落札者の決定)

- 第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。最低の価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に係のない職員にくじを引かせます。
- 2 落札者と最低の価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

- 第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としません。
- (1) 当該申込みに係る価格によって、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないうち、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき。
- 2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。
- 3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。
- (注) この条項は、契約内容が製造その他についての請負に該当する場合に適用する。

(入札保証金等の返還)

- 第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約終了後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。
- 2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

- 第13条 落札者が当該契約を終結しようとするときは、落札決定の通知を受けた日から7日以内に次の各号により対応しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。
- (1) 契約の締結を書面で行う場合には支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、支出負担行為担当者に提出しなければなりません。
- (2) 契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には支出負担行為担当者が電子契約サービスにアップロードした契約書案に電子署名を行わなければなりません。

~~**(北海道議会の議決事件)**~~

- 第14条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札社を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結します。
- ~~2 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができますものとし、この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。~~

~~(注) 第14条の規定は、議会の議決に付すべき契約に適用する。~~

(落札者と契約の締結を行わない場合)

- 第15条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。
- 2 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができますものとし、この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができます。

(注) 第2項の規定は、契約書の作成を要する契約に適用する。

(入札保証金等の帰属)

- 第16条 落札者が当該入札に係る契約を終結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。
- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を終結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

- 第17条 契約を終結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。
- 2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）での特約のあるものとし、かつ、保険期間から目的物の引渡し完了予定日（目的物の引渡しを要する業務にあつては、契約期間の始期）までの期間以上のものでなければなりません。
- 3 契約保証金に代える担保として定額預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
- 4 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときには、契約期間の終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、目的物の引渡し期限）までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

- 第18条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

- 第19条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内

訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

- 2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第20条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

- 2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあつては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中にあつては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

- 3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第22条 入札に関して談合等の不正行為があつた場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

~~——(委託費内訳書の提出等)——~~

~~第23条 入札書提出時に委託費内訳書を封書の上、会社名等を表記して入札書と同時に提出しなければなりません。~~

~~2 委託費内訳書には、委託費内訳書様式の項目に対する金額を記載しなければなりません。~~

~~3 入札参加者又はその代理人は、その提出した委託費内訳書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできません。~~

~~4 第7条各号に掲げるほか、委託費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委託費内訳書に係る入札は無効とします。~~

~~(1) 委託費内訳書の提出がない場合~~

~~(2) 委託費内訳書の記載金額(合計金額)その他当該委託費内訳書の要件が確認できない場合~~

~~(3) 委託費内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合~~

~~(4) 委託費内訳書様式の項目に対応した金額が確認できない場合~~

~~(5) 委託費内訳書に記名押印がない場合~~

~~(6) 入札者(代理人をして入札をした場合にあつては当該代理人)以外の者が委託費内訳書を提出した場合~~

~~5 前項により入札が無効となった場合は、第9条に掲げる再度入札に参加できません。~~

回 番

入 札 書

令和 年 月 日

北海道警察本部長様

住所

入札人

氏名

印

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、
下記の金額で入札いたします。

1 業務名 レオナルド式AW139型機体（だいせつ3号）1年定期点検

2 入札金額

[illegible]

回 番

入 札 書

令和 年 月 日

北海道警察本部長様

住所

入札人

氏名

住所

代理人

氏名

印

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、
下記の金額で入札いたします。

1 業務名 レオナルド式AW139型機体（だいせつ3号）1年定期点検

2 入札金額

[illegible]

回番

入 札 書

令和 年 月 日

北海道警察本部長様

住所
入札人
氏名

住所
代理人
氏名

住所
復代理人
氏名

印

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、
下記の金額で入札いたします。

1 業務名 レオナルド式AW139型機体（だいせつ3号）1年定期点検

2 入札金額

[illegible]

委任状

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住 所
入札人
氏 名

印

私は、下記業務の入札及び見積りに関すること、復代理人の選任に関することについて、

を代理人と定め一切の権限を委任します。

記

業 務 名 レオナルド式AW139型機体（だいせつ3号）1年定期点検

委任状

令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

住 所
入札人
氏 名

住 所
代理人
氏 名

印

私は、下記業務の入札及び見積りに関することについて

を復代理人と定め一切の権限を委任します。

記

業 務 名 レオナルド式AW139型機体（だいせつ3号）1年定期点検

見積に当たっての注意事項

- 1 入札金額（消費税抜き金額）は算用数字で記載し、その頭首には「¥」又は「金」を付すこと。

- 2 代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
入札者	〇 〇 〇 〇 株式会社
氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇

役職印は
不要です。

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
代理人	〇 〇 〇 〇 印
氏名	〇 〇 〇 〇 印

※ 代理人が入札する場合には、代理人の印のみ必要です。」

- 3 復代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
入札者	〇 〇 〇 〇 株式会社
氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇

役職印は
不要です。

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
代理人	〇 〇 〇 〇 株式会社 札幌支店
氏名	札幌支店長 〇 〇 〇 〇

住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
復代理人	〇 〇 〇 〇 印
氏名	〇 〇 〇 〇 印

代理人（支店
長等）の役職
印も不要です。

※ 復代理人が入札する場合には、復代理人の印のみ必要です。」

- 4 委任状の「委任者」等の表示も上記の例によること。

- 5 入札書は、契約名及び自己の名称若しくは商号を記載した封書に封入の上、提出（投函）していただきます。

契 約 書

1 整備名 レオナルド式AW139型機体（だいせつ3号）1年定期点検

2 整備場所

3 整備期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

4 請負代金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

5 契約保証金 免 除

上記の整備の契約について、発注者 北海道 と 受注者
とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠
実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するもの
とする。

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き
換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものと
する。」

令和 年 月 日

発注者 北 海 道
北 海 道 警 察 本 部 長
友 井 昌 宏

受注者 住所

氏名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、だいせつ3号（レオナルド式AW139型機体）ヘリコプター（航空機製造事業法第2条に規定する航空機及び航空機用機器（以下「航空機等」という。）の点検整備の請負契約に関しこの契約書に基づき、別紙仕様書に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の整備期間において航空機用機器の点検整備請負業務を処理し、発注者は、その対価である請負代金を受注者に支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(航空機等の授受)

第2条 航空機等の授受は、発注者と受注者が協議して定めた整備工場（以下「工場」という。）とする。

(航空機等整備基準)

第3条 航空機等の整備基準レオナルド式AW139型ヘリコプター取扱説明書のほか、仕様書に定められた技術基準、その他についてはレオナルド社との技術提携に基づき受注者が指定した技術基準のとおりとする。

(整備工程表の提出)

第4条 受注者は、この契約の締結後速やかに仕様書に基づく整備工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、この契約に変更等があり、かつ、発注者から請求があったときは、速やかに変更後の整備工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

3 整備工程表は、この契約の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第6条 受注者は、点検整備等の全部若しくはその主たる部分又は発注者の指定した部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(整備担当員)

第8条 発注者は、受注者の点検整備等業務の処理について必要な連絡指導に当たる整備担当員を定めるときは、書面でその氏名を発注者に通知しなければならない。整備担当員を変更した場合も、同様とする。

2 整備担当員は、この契約の他の条項に定めるもののほか、仕様書に定められた範囲内において、次に掲げる権限を有する。

- (1) 仕様書に基づく点検整備等の実施状況について確認を求めること。
- (2) 受託者の業務処理責任者に対して連絡指導をすること。

(業務処理責任者等)

第9条 受注者は、業務処理責任者及び工場における点検整備等及び検査の技術上の管理をつかさどる主任技術者（航空法（昭和27年法律第231号）第16条の規定に該当する場合は、検査主任者又は航空工場整備士）を定め、書面でその氏名を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更した場合も、同様とする。

2 業務処理責任者は、この契約の他の条項に定めるもののほか、点検整備等の運営及び取締りを行う権限を有する。

3 業務処理責任者及び主任技術者（航空法（昭和27年法律第231号）第16条の規定に該当する場合は、検査主任者又は航空工場整備士）は、これを兼ねることができる。

(部品及び材料等の品質等)

第10条 点検整備等に使用する部品及び材料については航空法（昭和27年法律第231号）、航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）及び耐空性審査要領（航空法施行規則属書第1昭和35年）等による航空機用規格品を使用するものとする。

(支給部品及び貸与品)

第11条 発注者が受注者に支給する部品（以下「支給部品」という。）及び貸与する機能部品等（以下「貸与品」という。）のある時は、その引渡しを、第2条に定める工場において行う。

2 受注者は、支給部品又は貸与品の引き渡しを受けたときは、速やかに受入検査を行い、異常を認めた場合は遅滞なくその旨を発注者に通報しなければならない。

3 受注者は、支給部品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく、受領書を発注者に提出しなければならない。

4 第2項の通報を受けた場合の処置については、発注者と受注者が協議の上措置するものとする。

5 第2項の受入検査に直接必要な費用は、受注者が負担するものとする。

(受注者の請求による整備期間の延長)

第12条 受注者は、その責めに帰すことができない理由により整備期間内に点検整備等を完了することができないときは、その理由を明示して、発注者に整備期間の延長変更を請求することができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において必要があると認められるときは、受注者と協議の上、整備期間を延長しなければならない。

3 前2項の場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者が協議して請負代金額を変更しなければならない。

(発注者の請求による整備期間の短縮等)

第13条 発注者は、特別の理由により整備期間を短縮する必要がある場合は、整備期間の短縮変更を受注者に請求することができる。この場合における短縮日数は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(整備期間の変更方法)

第14条 整備期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が整備期間を変更する理由が生じた日（第12条の場合にあっては、発注者が整備期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が整備期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第15条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。

ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、その採った措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他点検整備等の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。
- 4 受注者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者の負担とする。

(中間検査)

第16条 点検整備等中において、発注者は検査員を定め、受注者の整備状況等を検査するものとする。

(点検整備等の変更等)

第17条 発注者は、必要があると認めるときは、書面で受託者に通知し、点検整備等内容を変更し、又は点検整備等の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、請負代金額又は整備期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面により定めるものとする。

(請負代金額の変更方法等)

第18条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額を変更する理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増額費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(変更に伴う見積書の提出)

第19条 前条の規定により、請負代金額を変更する場合には受注者は当該変更に関する見積書を作成し、速やかに発注者に提出しなければならない。

(業務の中止)

第20条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、整備期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(危険負担)

第21条 点検整備等完了以前に、航空機等が滅失又は損傷した場合の当該航空機等及び当該航空機等に関する点検整備等（発注者が航空機等に附加した部品を含む。）支給部品及び貸与品についての損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

- 2 航空機等の滅失又は損傷の理由が天災地変等で発注者と受注者双方の責めに帰することができない理由による場合は、当該航空機等及び当該航空機等に関する点検整備等（受注者が航空機等に附加した部品を含む。）支給部品及び貸与品についての損害の負担は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第22条 受注者は、点検整備等が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、点検整備等の完了を確認するための検査を完了し、その結果を受注者に通知するものとする。
- 3 受注者は、前項の検査に合格したときは、遅滞なく航空機等を発注者に引き渡さなければならない。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を点検整備等の完了とみなし、前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第23条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

4 請負代金の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

（第三者による代理受領）

第24条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨明記されているときは、当該第三者に対し前条の規定に基づく支払をしなければならない。

（契約不適合責任）

第25条 発注者は、引き渡された航空機等が点検整備に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 航空機の点検整備の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、受注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第26条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条から第29条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 整備期間内に業務が完了しないとき又は整備期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 業務処理責任者及び主任技術者を配置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第25条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の点検整備を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の点検整備の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の航空機の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第31条又は第32条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第29条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受注者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第37条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第37条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 受注者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第37条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (3) 受注者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受注者に対する命令とし、これらの命令が受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受注者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第30条 第27条各号又は第28条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、発注者は、第27条又は第28条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第31条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第32条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第17条の規定により点検整備等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による業務の中止期間が整備期間の2分の1に相当する日数（整備期間の2分の1に相当する日数が30日を超える場合は、30日）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後、30日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第33条 第31条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第34条 この契約が解除された場合には、第1条に規定する受注者及び受注者の義務は消滅する。

(解除に伴う措置)

第35条 受注者は、この契約が整備業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第27条、第28条、第29条又は次条第3項によるときは発注者が定め、第26条、第31条又は第32条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第36条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) この契約の航空機に契約不適合があるとき。

(2) 第27条又は第28条の規定により、航空機の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第27条又は第28条の規定により航空機の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 航空機の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき理由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 受注者が整備期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、請負代金額につき整備期間の整備完了の期限の翌日から業務完了の日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額を違約金として請求することができる。

5 第1項各号、第2項各号又は前項に定める場合（第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、第1項、第2項及び前項の規定は適用しない。

(不正行為に伴う賠償金)

第37条 受注者は、この契約に関して、第29条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として請負代金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 発注者は、実際に生じた損害の額が前項の請負代金の10分の2に相当する額を超えるときは、受注者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、第22条第3項の規定による航空機の引渡しを受けた後においても適用があるものと

する。

(受注者の損害賠償請求等)

第38条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第31条又は第32条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第23条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その請負代金の額につき、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

3 第23条第3項の規定により検査の遅延日数が約定期間の日数を超え約定期間を満了したものとみなす場合においては、その超過日数に応じ、前項の規定を適用するものとする。

(契約不適合責任期間等)

第39条 発注者は、引き渡された航空機に関し、第22条第3項又は第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から当該航空機に係る点検整備完成後1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、この場合であっても、航空機の引渡し時から10年間を超えては、請求等を行えない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、航空機の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された航空機の契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(相殺)

第40条 発注者は、受注者に対して金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する請負代金額請求権その他の債権と相殺することができる。

(保険)

第41条 発注者は、仕様書等に基づき損害保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

(秘密の保持)

第42条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

(電子メールを利用する方法)

第43条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、

申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子メールを利用して行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約に定めのない事項)

第44条 この契約書及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、この契約の航空機等を点検整備等するために必要な手段については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。